各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

## 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産食品及び米国産食品の放射線照射)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年11月14日付け薬生食輸発1114第5号)により通知したところである。

本日、放射線照射された食品の検知法が改正されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

## 中国及び米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受け
		項目	採取の		ることを命
			方法		ずる具体的
					理由
食品(平成19年7月6日	別途指示	放射線	別表 1	平成19年7月6日付	放射線照射
付け食安発第0706002号(最	する製造	照射	の2に	け食安発第0706002号	がおこなわ
終改正:平成24年9月10	者で製造		よるこ	「放射線照射された	れているお
日付け食安発0910第2号)	されたも		と。	食品の検知法につい	それがある
に示すもの。)	のに限る。			て」によること。	ため。

を

<u> </u>					
製品検査の対象食品等	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受け
		項目	採取の		ることを命
			方法		ずる具体的
					理由
食品(平成19年7月6日	別途指示	放射線	別表 1	平成19年7月6日付	放射線照射
付け食安発第0706002号(最	する製造	照射	の2に	け食安発第0706002号	がおこなわ
終改正: 平成30年11月28	者で製造		よるこ	「放射線照射された	れているお
日付け生食発1128第4号)	されたも		と。	食品の検知法につい	それがある
に示すもの。)	のに限る。			て」によること。	ため。

に改める。